

# 基本仕様書

## 1 委託業務名

広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務

## 2 業務の目的

介護職員の研修機会の確保が難しい小規模事業所を対象として、介護技術等専門分野の講師を当該小規模事業所に派遣することによる研修（出張講座）等を実施することにより、質の高い中核的な介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。

## 3 定義

この業務において「小規模事業所」とは、別表に掲げる介護保険サービスを提供する事業所・施設（以下「事業所等」という。）のうち、運営規模が次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 定員上限がある事業所等の場合、定員29人以下
- (2) 定員上限がない事業所等の場合、利用実人員（直近1か月又は直近3か月平均）が40人以下

## 4 委託期間等

### (1) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 5 実施場所

広島広域都市圏内に所在する小規模事業所（広島市内に所在する小規模事業所については、自事業所等での実施希望があった場合、自事業所等で実施すること。なお、他市町に所在する小規模事業所については、原則、オンラインのみの実施とするが、自事業所等での実施も可とする。）

### 【広島広域都市圏を構成する市町】

広島県：広島市（連携中枢都市）、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、美郷町、邑南町

〈計13市15町〉

## 6 委託内容

### (1) 研修の種類及び実施に係る条件等

#### ア 個別研修

自事業所等への講師派遣を希望する小規模事業所（以下「受講事業所」という。）からの申込みを受けて、受託者が研修を実施すること。

- (ア) 複数の小規模事業所による合同での申込み・受講も可とする。
- (イ) 研修会場は受講事業所が手配するものとする。なお、受講事業所内のスペースで構わない。
- (ウ) 受講事業所がオンラインでの受講を希望する場合、原則オンラインで実施するものとする。

- (エ) 受講回数は、小規模事業所ごとに1年度当たり3回を限度とする。
- (オ) 1回当たりの研修の受講人数は、5人以上を基本とする。
- (カ) 1回当たりの研修時間は、2時間を基本とする。

#### イ 合同研修

受託者があらかじめ日程・内容・会場等を定めた研修を計画・周知し(6参照)、受講を希望する職員(以下「受講者」という。)を取りまとめた小規模事業所からの申込みを受けて、受託者が研修を実施すること。

- (ア) 研修会場は、受託者が手配するものとする。なお、市と協議の上、市が所有する施設の会議室等を利用することも可とする。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症等の感染状況等によっては、オンラインでの受講も可能な開催形態とする。
- (ウ) 1回当たりの研修の受講人数は、1小規模事業所につき1人以上とする。
- (エ) 1回当たりの研修の受講定員は、20人程度とする(オンラインの場合はこの限りではない。)
- (オ) 1回当たりの研修時間は、2時間を基本とする。

#### (2) 研修内容

個別研修については、次に掲げる研修科目の専門家を、受講事業所の希望(時期・会場を含む。)に応じて講師として研修会場に派遣し、研修を実施する。合同研修で実施する内容については、次に掲げる研修科目の中から、市と協議した上で、派遣する講師や使用する用具等(特殊寝台・車椅子等)を含め、決定する。なお、いずれの研修においても、全ての研修科目について講師の派遣が可能である必要はない。

- (ア) 介護職に係る質・技術力の向上に関する研修
- (イ) 対応力の向上に関する研修
- (ウ) メンタルマネジメントに関する研修
- (エ) 介護現場におけるハラスメント対策に関する研修
- (オ) 介護現場における感染症予防対策に関する研修
- (カ) 就業環境の改善に関する研修
- (キ) 事業所等の管理運営に関する研修
- (ク) 介護現場におけるICTの活用に関する研修
- (ケ) その他(受講事業所の希望に応じて設定)

#### (3) 研修回数

各年度における延べ実施回数は、令和4年度においては100回(うち合同研修6回)以内、令和5年度及び令和6年度においては、各年度150回(うち合同研修10回)以内とする。

ただし、令和5年度及び令和6年度の延べ実施回数は、広島県地域医療介護総合確保事業補助金の各年度の内示額の範囲内に削減することがある。

#### (4) 費用負担

ア 講師謝礼金及び講師交通費については各々1回当たり2万円、8千円を上限に市が負担する。個別研修の場合、この上限を超える部分については受講事業所が負担し、受託者へ支払うものとする。

イ 個別研修及び合同研修において各受講者が使用する資料・教材費等は受講事業所が負担し、受託者へ支払うものとする。

(5) 研修の手続等

ア 受講申込み

受託者は、受講事業所から所定の申込書を受理する。

イ 受講の決定

受託者は、受講事業所が小規模事業所であることを確認した上で、受講の可否を決定し、受講事業所にその決定内容を通知する。

なお、受講決定に当たり疑義が生じた場合、受託者は市にあらかじめ協議した上で受講の可否を決定する。

(6) 事業の周知

受託者は、本事業が広く小規模事業所に周知されるよう、受託者のホームページ等により効果的な広報（具体的な研修内容等を含む。）を行う。なお、市は市のホームページで事業内容や具体的な研修内容等について公表するとともに、広島広域都市圏を構成する市町を通じて広島広域都市圏内に所在する小規模事業所にも周知を図る。

(7) その他

委託内容については、必要に応じ、研修の実施状況等を勘案して、市及び受託者が協議の上変更を検討するものとする。

## 7 受託者の責務

(1) 実施体制の整備

受託者は、事業目的を十分に理解の上、委託業務の遂行に必要な体制を整え、必要に応じて市と協議・調整を行いながら、本委託業務内容を誠実に実施しなければならない。

(2) 実施計画書

受託者は、本業務の実施に当たって、本仕様書等に定めるところに従い実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けること。また、実施計画書を変更する場合はあらかじめ発注者の承認を得ること。

(3) 月例報告

受託者は、研修の実施状況について、研修実施月の翌月10日までに、月例報告書を提出すること。

(4) 年次報告

受託者は、研修の実施状況について、各研修実施年度の3月31日までに、収支精算書を添えて年次報告書を提出すること。

(5) 業務実施報告

受託者は、本委託業務が完了したときは、令和7年3月31日までに業務実施報告書を提出すること。

(6) 秘密の保持

ア 受託者は、本委託業務に関し市から受領又は閲覧した資料等を市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を、契約の存続期間はもとより、契約の終了後及び契約書に基づく契約の解除後においても、委託事業以外に利用したり他人に漏えいしたりしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島市個人情報保護条例（平成16年3月30日広島市条例第4号）その他個人情報の保護に関する法令等及び広島市委託契約約款第19条第2項に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報を含む資料については適切かつ厳重に管理する等、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

#### (8) 再委託の制限

受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、企画提案書に記載しなければならない。受託後に第三者への再委託の必要が生じた場合は、事前に市に協議し、文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

#### (9) 研修実施効果等の調査

受託者は、研修終了後、個別研修・合同研修の受講者へのアンケートを実施し、研修に対する要望等の把握に努め、実施内容の充実を図るものとする。

#### (10) その他

本委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、市と協議する。

### 8 委託料の使途

#### (1) 受講事業所や受講者の募集に関する経費

印刷費、消耗品費、通信運搬費、交通費、人件費 等

#### (2) 研修実施に関する経費

市が負担する講師謝礼金・講師交通費（6(4)ア参照）、講師以外のスタッフに係る交通費・人件費、用具（特殊寝台・車椅子等）や車両等の賃借料、会場使用料（※） 等

（※）市と協議の上、市が所有する施設の会議室等を利用することも可（6(1)イ(ア)参照）

### 9 その他注意事項

(1) 本仕様書に明示なき事項について又は業務上疑義が発生した場合については、両者協議により業務を進めるものとする。受託者は市と協議した場合は、市の求めに応じて協議録を作成し、市の承認を得ること。

(2) 6(3)ただし書きにより、令和5年度及び令和6年度の延べ実施回数を削減した場合、各年度における委託料は、広島県地域医療介護総合確保事業補助金の各年度の内示額を上限とする。

(3) 受託者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守する。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、適切な感染防止対策を講じること。

別表（対象となる介護保険サービス種別）

訪問介護  
夜間対応型訪問介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
訪問入浴介護  
介護予防訪問入浴介護  
通所介護  
地域密着型通所介護  
認知症対応型通所介護  
介護予防認知症対応型通所介護  
短期入所生活介護  
介護予防短期入所生活介護  
短期入所療養介護  
介護予防短期入所療養介護  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護  
特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
地域密着型特定施設入居者生活介護  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
介護老人保健施設  
介護療養型医療施設  
介護医療院  
小規模多機能型居宅介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護  
訪問介護サービス（総合事業）  
生活援助特化型訪問サービス（総合事業）  
1日型デイサービス（総合事業）  
短時間型デイサービス（総合事業）